

公社等外郭団体関与指針案における現指針等からの変更点

凡例：「国指針」＝第三セクター等の経営健全化等に関する指針（H26. 8. 5 総財公第 102 号総務省自治財政局長通知の別添）

「現指針」＝公社等外郭団体指導指針（H11. 4. 1 総第 6 号総務部長通知の別紙・H12. 4. 1 改正後） 「基本的考え方」＝公社改革の基本的考え方（H14. 7. 2 総第 270 号総務部長通知の別紙 1）

公社等外郭団体関与指針（案）目次	新規又は記載の充実等	廃止又は方向性の変更等
第 1 目的 ＜本文対照表 P 1＞	「国指針」を踏まえ、公社等外郭団体の性格、性質、特長を示し、経営責任は経営者にあるものの、経営悪化が追加支援等の負担をまねき県の財政的リスクとなりえる一方、有意義に活用することで、より一層の効率的・効果的な県施策の実施に寄与することを記載する。また、関与とは指導と支援の両方が含まれると記載する。	「基本的考え方」にあった、「県民負担の軽減」を目的に、県依存型の経営から自立型の経営に転換を図り抜本的な改革に取り組む、旨の記載は盛り込まない。
第 2 他の法令等との関係 ＜本文対照表 P 1＞	本指針に基づく指導が、千葉県行政手続条例第 2 条第 6 号に規定する行政指導である、と明記する。	特になし
第 3 本指針の対象とする公社等外郭団体 ＜本文対照表 P 1＞	現状に合せられるよう、地方自治法等を参考に、資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が 4 分の 1 以上の法人、それ未満だが関与が必要な法人、との記載とする。	「現指針」にあった、千葉県公社等運営協議会を構成する団体、旨の記載は、既に 10 団体のみしか対象とはならないため、盛り込まない。
第 4 基本的な考え方 1 団体に対する関与等の見直し ＜本文対照表 P 2＞	団体による公共的・公益的な事業の実施が県には必要不可欠で、そのために団体設立や出資等を行った、団体の有意義な活用を図る、前提や現状の問い直し等を行う、旨を記載する。 また、「国指針」を踏まえ、これまでの抜本的改革のなかで培った考え方も参考に、出資又は出捐関係を維持する意義や関与の内容を明確化し、それらが認められるか、妥当かなどを、将来見通しを踏まえつつ、不断に見直す、旨を記載する。	「基本的考え方」にあった、既存の公社等で行っているそれぞれの事業の公共性・採算性をゼロベースで検討し、当該公社等の廃止等を決定する、旨の記載は盛り込まない。
2 団体の抜本的改革 ＜本文対照表 P 2＞	「現指針」では団体の再編・整備となっていた内容と「基本的考え方」の内容の一部を引き継ぎ、この内容を「抜本的改革」として位置付ける。	特になし
3 団体の設立 ＜本文対照表 P 2＞	特になし	「基本的考え方」では、当分の間、との記載があったが、原則として、との記載と重複感があるため盛り込まない。
第 5 具体的な関与 1 団体ごとの方針の策定等 ＜本文対照表 P 3＞	改革方針（現指針には関係する規定は無し）に代わる方針である、「関与方針」を位置付ける。また、国通知に基づき定めた「経営健全化方針」（現在は東葉高速鉄道、いすみ鉄道、住宅供給公社の 3 団体分のみ対象）を、県指針にも位置付ける。加えて、「関与方針」「経営健全化方針」に基づいて県が関与することを明確化し、事情変更等により、必要に応じてそれらの方針等に基づかない関与も可能である旨を記載する（いずれも現状として既に行っている）。	「基本的考え方」では、改革方針の策定（厳密には「団体の事業の見直し」）は少なくとも 3 年に一度、となっていたが、行革審の答申を踏まえ、評価制度を導入することで、概ね 5 年に一度、に変更する。
2 団体の経営状況等の評価 ＜本文対照表 P 3＞	「国指針」を踏まえ、県及び団体が継続的かつ定期的に評価を実施し、その結果を公表すること、評価により把握した課題等を指導や方針の見直しにつなげることを記載する。また、評価制度における調査票を公表することをもって、現在別々に行っている、財務諸表等を編集して作成している経営状況等に関する情報の公表、改革方針に係る進捗状況の公表、行革推進法に基づく団体の職員数や給与に係る情報の公表は統廃合し、国通知で求められている経営健全化方針の進捗状況の公表にも対応する。	特になし
3 団体への指導 (1) 団体における経営の効率化及び健全化 ＜本文対照表 P 3＞	「国指針」を踏まえ、健全化、についても記載する。	特になし

公社等外郭団体関与指針案における現指針等からの変更点

凡例：「国指針」＝第三セクター等の経営健全化等に関する指針（H26. 8. 5 総財公第 102 号総務省自治財政局長通知の別添）

「現指針」＝公社等外郭団体指導指針（H11. 4. 1 総第 6 号総務部長通知の別紙・H12. 4. 1 改正後） 「基本的考え方」＝公社改革の基本的考え方（H14. 7. 2 総第 270 号総務部長通知の別紙 1）

公社等外郭団体関与指針（案）目次	新規又は記載の充実等	廃止又は方向性の変更等
（２）団体における計画の策定等 ＜本文対照表 P 4＞	方針や評価に基づき経営計画等を策定することを記載する。また、団体の自立的な経営判断に基づき、経営計画や達成目標となる指標の策定に努めることも記載する。	特になし
（３）団体における人員体制等の適正化 ＜本文対照表 P 4＞	「国指針」を踏まえ、役職員には職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な識見を有する人材を積極的に登用するよう努める旨、県退職者の採用にあたっては特に十分な検討を行う旨、を記載する。	「現指針」にあった、人員削減を前提とした規定である職員数の削減に努める旨及び定年制は県条例に準拠すべき旨、「基本的考え方」にあった、県からの人的な支援は原則なくす旨、の記載は盛り込まない。なお、経営責任者への民間人材の起用は、現状を踏まえ「国指針」とも整合させ、努める旨とする。
（４）団体における財務諸表等の公表等 （５）団体における監査体制 （６）団体における資金運用 ＜本文対照表 P 5＞	特になし	特になし
（７）団体における法令の遵守等 ＜本文対照表 P 5＞	既に現状として必要に応じて行われている、団体に関係する法令等の制定等に関する周知や法令遵守への指導助言について、コンプライアンスへの意識向上を目的に新設する。 加えて、条例等に基づき県が課す（努力）義務や県が行う要請等への団体の対応や取組などの実施を明記する（細則では、義務付け等に係る条例等を明記する）。	特になし
４ 団体への支援 （１）人的な支援 （２）財政的な支援 ＜本文対照表 P 6＞	支援は必要に応じて行うものとし、次のとおりとする。 人的な支援は、派遣等の目的や職務の内容を明確にすること、団体の事業継続又は組織の維持若しくは活性化を例示する。 財政的な支援は、「国指針」を踏まえた経費への助成を例示する。	「基本的考え方」にはあった、次の記載は盛り込まない。 人的な支援：設立間もない時期等の人材不足を補う場合や組織の活性化を図る場合など特別な場合を除き、一定期間（５年から１０年）をおいたうえで、現職派遣の原則廃止を検討する旨 財政的な支援：独立採算を原則とし、県の財政負担が必要な場合には、県民の視点に立って真に必要なものに対する最小の負担に留める旨
第 6 その他 ＜本文対照表 P 6＞	細則を新設するため、必要な事項について知事が別に規程を定める旨の規定を設ける。	特になし
公社等外郭団体関与指針細則 １ 目的 ２ 関与の実施体制 ３ 公社等外郭団体に該当する法人 ４ 経営健全化方針の策定対象となる法人 ５ 事前又は事後に報告を求める対象となる理事会等の結果等の例 ６ 公表等の対象となる財務諸表等及び一般の閲覧に供するために備え置く場所 ７ 監査又は会計に識見を有する者の例 ８ 資金運用に関する規程に盛り込む必要がある事項の例 ９ 県が課す責務や努力義務、県が行う要請等の例 ＜本文対照表 P 7～10＞	新指針の記載が多岐にわたり、長文化して理解しづらくなることを避けるため、基本的に、「現指針」や個別に発出した過去の指導通知等の記載のうち、やや詳細な内容や、対象となるものの具体的な一覧に関する部分、補足説明や例示となる部分を、規定ぶりを整理した上で、細則に移す。 また、法律や個別の事務事業に関連して制定された条例、規程等の本文に、「公社等外郭団体」「出資法人」との文言や自治法施行令の規定ぶりと同様の出資割合に基づいて対象とされることが明示され、県からの指導助言や要請、団体に（努力）義務等を課す旨が規定されている場合に、指針において県の関与の一覧性を確保する目的で、該当する法律、条例、規程等を記載する。	特になし なお、「基本的考え方」や個別通知にはあった、次の３つの項目は、現在はその役割を終えていると判断し、この部分は盛り込まない。 ①「千葉県公社等運営協議会」に係る規定 以前は県職員が当該協議会の事務局を担っていたが、現在はそのような関係性のない、独立した任意団体として運営されているため、現在は馴染まない。 ②「雇用問題への対応」 かつては団体職員の退職金などを県が実質的に負担していたことや、抜本的改革を多数の団体や事業に対して行ったことを踏まえた臨時的な措置であり、現在は馴染まない。 ③「改革の期間」 一律の改革路線からは転換すること、また今後は、関与方針の見直しを行うことで対応する（概ね５年）ため、今後は馴染まない。